

同等品で入札を希望する場合の手続について

調達する器具については、別紙「器具リスト」で示した器具（以下「指定品」という。）のほか、それと同等以上の器具（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品で入札を希望する場合は、必ず別紙「同等品承認申請書」を作成し、事前に沖縄県工芸振興センターへ同等品の確認をしてください。

（申請期限：令和3年10月8日（金曜日）17時まで）

注意事項

- 1 同等品は、指定品と規格（形状、素材、色等）、品質及び性能（以下「品質等」という。）が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とします。定価につきましては、品質等の判断材料とします。
- 2 同等品承認申請書を提出する際には、同等品として提示した機器等のカタログの切り抜き、カラーコピー及びホームページ等の写真など品質等や定価が分かるものをPDFファイルにして添付してください。
- 3 グリーン購入法に適合する器具には、適合器具であることが確認できる資料を添付してください。
- 4 事前に同等品の確認を行っていない物品で入札をしたことが判明した場合、原則として、当該入札参加業者等のした入札等を無効とし、落札決定を取り消します。
この場合、当該入札参加業者等については指名停止措置の対象となりますので、同等品での入札等への参加を希望する場合には、必ず事前に「同等品承認申請書」による確認を行うようお願いいたします。